

令和7年度分市民税・県民税の申告について

袖ケ浦市役所 課税課

市では、令和7年1月1日現在、袖ケ浦市にお住まいの方で、昨年度に市民税・県民税申告書を提出された方を対象に、令和7年度分市民税・県民税申告書をお送りしています。

下記の **1 申告する必要がある方** をご確認ください、該当する方は令和7年3月17日までに令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得（収入－必要経費）について申告をしてください。

郵送での申告をお願いします（同封の提出用封筒をお使いください）

混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ください。

必要事項を記入した申告書を、**必要書類※1**を同封の上、郵送で提出してください。

※1 必要書類は右記 **3 申告に必要なもの** を参照してください。

申告書の控えが必要な方は、返信用封筒（宛名を記入し切手を貼付）を同封してください。

所得がなくても申告を！

「所得なし」の申告を行う場合は、申告書の所得金額合計⑫に「所得なし」と記入し、提出してください。

所得がない場合でも「所得なし」の申告をしておく、次のような利点があります。

「所得なし」申告の利点

- ・国民健康保険税が軽減されたり、国民年金保険料の納付が申請により免除されることがあります。
- ・融資や扶養認定、公営住宅入居、幼稚園、保育所入所のときに必要な**非課税証明書**の交付（有料）が受けられます。
- ・児童扶養手当、子ども医療費助成、老齢福祉年金、障害福祉年金、高額療養費などを受ける時の基礎資料となり、スムーズにサービスを受けることができます。

1 申告する必要がある方

（1）課税対象となる所得がなく、誰にも扶養されていない方や市外在住者の扶養になっている方で上記 **「所得なし」申告の利点** に該当する方
※遺族年金・遺族恩給・障害年金・老齢福祉年金・失業給付金などは課税対象となりません。

（2）次の①～⑥に該当する方
ただし、**所得税の確定申告をする方は原則として提出の必要はありません。**

- ① 給与所得者で、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されていない方（勤務先で確認してください。）
- ② 給与所得者（収入2,000万円以下）で給与**以外**の所得が20万円以下のため所得税の確定申告をしない方
ただし、給与を2か所以上から受けている方は、年末調整されなかった給与収入と給与以外の所得との合計が20万円以下の方
- ③ 公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、所得税の確定申告をする必要がない方
- ④ 公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、市民税・県民税申告の医療費控除、社会保険料控除や生命保険料控除などの所得控除を受けようとする方（申告しても市民税・県民税額に影響しない場合があります。）
- ⑤ 事業、不動産所得者などで、所得税の確定申告が必要ない方

- ⑥ 株式などの配当所得（上場株式等の配当所得等を除く）のある方で所得税の確定申告が必要ない方

2 市民税・県民税申告受付会場等

	期間 ※土、日、祝日は除く	会場	時間
確定申告 期間前	申告書の到着～2月14日（金）	市役所課税課 （中庁舎1階28～30番窓口）	窓口時間 午前8：30～午後5：15 ※最初に、市民課の6番窓口の番号発券機にて、番号札をお取りください。
確定申告 期間中	2月17日（月）～2月20日（木）	平川交流センター （平川公民館）	開設時間 午前8：30～午後3：00 ※受付番号は8：15から配付 ※詳しくは、広報そでがうら1月号の税特集号で確認してください。
	2月25日（火）～3月3日（月）	昭和交流センター （市民会館）	
	3月5日（水）～3月14日（金）	長浦交流センター （長浦公民館）	

※確定申告期間中の会場は大変混み合います。また、混雑状況により早めに受付を締め切ることがあります。

※確定申告期間中は、市役所課税課で市民税・県民税の相談を伴う申告書は作成できませんのでご注意ください。

ただし、2月21日（金）、3月4日（火）、17日（月）は市役所課税課で市民税・県民税の申告相談を受け付けます。

3 申告に必要なもの

①市民税・県民税の申告書（郵送されてきたもの）

②本人確認書類（下記の（1）または（2）の写し

（1）マイナンバーカード

（2）通知カード（※）＋運転免許証等

※氏名、住所等が住民票と一致している場合に限る

③令和6年中の所得がわかる書類（源泉徴収票など）

・源泉徴収票の添付は不要ですが、窓口・申告相談会場では作成に必要になりますので必ずお持ちください。

・事業所得、不動産所得等の収入がある方は、事前に収支内訳書の作成が必要です。

※市内の申告会場にコピー機はありませんので、事前に必要書類のコピーのご用意をお願いします

④控除に必要な書類（令和6年中の領収日のもの）

医療費控除	医療費控除の明細書、医療費通知 ※領収書の添付では控除の適用は受付できません。「医療費控除の明細書」を事前に作成し、お持ちください。
社会保険料控除	各種証明書や領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	各種証明書
寄附金控除	各種証明書や領収書
障害者控除	障害者手帳など障がいの程度がわかる書類 ※要介護認定を受けている方については市役所の介護保険課にて「障害者控除対象者認定書」の交付を受けてください。
配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除	扶養される人の所得が分かる書類 扶養される人のマイナンバーが分かる書類

4 問い合わせ、郵送による提出先

問い合わせ 電話 0438-62-2519（直通）

提出先 〒299-0292 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 袖ケ浦市役所 課税課市民税班 宛

☆申告書の書き方は、裏面をご覧ください

社会保険料 控 除	前年中に本人や生計を一にする親族のために支払った国民健康保険、国民年金、介護保険等がある場合。
--------------	---

表

免除	あなたやあなたと生計を一にしている配偶者やその他の親族が、災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けた場合。	セルフメディケーション 合は医療費控除の区 「1」と記入してください
控除 100万円	前年中に本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合。 (1)(支払った医療費－補てん金額)－10万円 (2)(支払った医療費－補てん金額)－(総所得金額等×5%) ← (1)(2)のいずれ が多い金額	
メディ ン(限 58千	前年中に本人や生計を一にする親族のために支払ったスイッチOTC医薬品の購入の対価がある場合 ※本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用はできません。 その年に支払ったスイッチOTC薬の総額－保険金等で補填された金額－1万2千円。	

申告書の書き方

営業等	商・工業や自由業などの自営業から生ずる所得	(申告書裏面7に所得の種類等を記入してください。)																																		
農 業	農業から生ずる所得																																			
不動産	土地や建物などの貸付から生ずる所得																																			
利 子	預貯金の利子や貸付信託の分配金などの所得(非課税制度の適用を受けるものや源泉分離課税が適用されたものは、申告不要です。)																																			
配 当	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配などの所得(申告書裏面8に必要事項を記入してください。)																																			
給 与	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 40%;">給与等の収入金額</th><th style="width: 20%;">端数整理額</th><th style="width: 40%;">給与所得の金額</th></tr> <tr> <td>1円 ～ 550,999円</td><td style="text-align: center;">→</td><td style="text-align: center;">0円</td></tr> <tr> <td>551,000円 ～ 1,618,999円</td><td style="text-align: center;">→</td><td>給与等の収入金額－550,000円</td></tr> <tr> <td>1,619,000円 ～ 1,619,999円</td><td style="text-align: center;">→</td><td style="text-align: center;">1,069,000円</td></tr> <tr> <td>1,620,000円 ～ 1,621,999円</td><td style="text-align: center;">→</td><td style="text-align: center;">1,070,000円</td></tr> <tr> <td>1,622,000円 ～ 1,623,999円</td><td style="text-align: center;">→</td><td style="text-align: center;">1,072,000円</td></tr> <tr> <td>1,624,000円 ～ 1,627,999円</td><td style="text-align: center;">→</td><td style="text-align: center;">1,074,000円</td></tr> <tr> <td>1,628,000円 ～ 1,799,999円</td><td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">給与等の収入金額÷4＝A (Aは、千円未満の端数切り捨て)</td><td>端数整理額×2.4＋100,000円</td></tr> <tr> <td>1,800,000円 ～ 3,599,999円</td><td>端数整理額×2.8－80,000円</td></tr> <tr> <td>3,600,000円 ～ 6,599,999円</td><td>端数整理額×3.2－440,000円</td></tr> <tr> <td>6,600,000円 ～ 8,499,999円</td><td>給与等の収入金額×0.9－1,100,000円</td></tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td><td style="text-align: center;">→</td><td>給与等の収入金額－1,950,000円</td></tr> </table>			給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額	1円 ～ 550,999円	→	0円	551,000円 ～ 1,618,999円	→	給与等の収入金額－550,000円	1,619,000円 ～ 1,619,999円	→	1,069,000円	1,620,000円 ～ 1,621,999円	→	1,070,000円	1,622,000円 ～ 1,623,999円	→	1,072,000円	1,624,000円 ～ 1,627,999円	→	1,074,000円	1,628,000円 ～ 1,799,999円	給与等の収入金額÷4＝A (Aは、千円未満の端数切り捨て)	端数整理額×2.4＋100,000円	1,800,000円 ～ 3,599,999円	端数整理額×2.8－80,000円	3,600,000円 ～ 6,599,999円	端数整理額×3.2－440,000円	6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与等の収入金額×0.9－1,100,000円	8,500,000円以上	→	給与等の収入金額－1,950,000円
	給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額																																	
	1円 ～ 550,999円	→	0円																																	
	551,000円 ～ 1,618,999円	→	給与等の収入金額－550,000円																																	
	1,619,000円 ～ 1,619,999円	→	1,069,000円																																	
	1,620,000円 ～ 1,621,999円	→	1,070,000円																																	
	1,622,000円 ～ 1,623,999円	→	1,072,000円																																	
	1,624,000円 ～ 1,627,999円	→	1,074,000円																																	
	1,628,000円 ～ 1,799,999円	給与等の収入金額÷4＝A (Aは、千円未満の端数切り捨て)	端数整理額×2.4＋100,000円																																	
	1,800,000円 ～ 3,599,999円		端数整理額×2.8－80,000円																																	
	3,600,000円 ～ 6,599,999円		端数整理額×3.2－440,000円																																	
	6,600,000円 ～ 8,499,999円		給与等の収入金額×0.9－1,100,000円																																	
	8,500,000円以上	→	給与等の収入金額－1,950,000円																																	
	(例)給与収入が1,850,000円の場合 1,850,000円÷4＝462,500⇒千円未満切り捨て⇒462,000円 462,000円(端数整理額) 462,000円×2.8－80,000円＝1,213,600円																																			
	※給与収入850万円超で次の①から③のいずれかに該当する人は所得金額調整控除があります。																																			
①23歳未満の扶養親族を有する																																				
②本人が特別障害者である																																				
③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する																																				
⇒給与収入(1,000万円超は1,000万円)から850万円を引いた額の10%を控除																																				
※給与所得と公的年金所得の両方があり、その合計額が10万円を超える人には所得金額調整控除があります。																																				
控除額: 給与所得(10万円を超える場合は10万円)及び公的年金所得(10万円を超える場合は10万円)の合計額から10万円を控除した額を、給与所得の金額から控除。																																				
※源泉徴収票をもらえない方は、申告書裏面6の給与所得の内訳に収入金額など必要事項を 勤務先 で記入してもらってください。																																				
雑	他のいずれにも該当しない所得で、次の①～③を合計します。																																			
	①公的年金等(厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など)																																			
	※ 公的年金等雑所得の速算表																																			
	年金 受給者の 年齢	公的年金 収入金額	公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額																																	
			1,000万円以下	1,000万円を超え 2,000万円以下	2,000万円超																															
		65歳以上 昭和35年 1月1日 以前 生まれ	3,300,000円未満	収入－1,100,000円	収入－1,000,000円	収入－900,000円																														
			3,300,000円～ 4,099,999円	収入×0.75 － 275,000 円	収入×0.75 － 175,000 円	収入×0.75 － 75,000 円																														
			4,100,000円～ 7,699,999円	収入×0.85 － 685,000 円	収入×0.85 － 585,000 円	収入×0.85 － 485,000 円																														
	7,700,000円～ 9,999,999円		収入×0.95 － 1,455,000 円	収入×0.95 － 1,355,000 円	収入×0.95 － 1,255,000 円																															
		10,000,000円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円																															
	65歳未満 昭和35年 1月2日 以降 生まれ	1,300,000円未満	収入－600,000円	収入－500,000円	収入－400,000円																															
		1,300,000円～ 4,099,999円	収入×0.75 － 275,000 円	収入×0.75 － 175,000 円	収入×0.75 － 75,000 円																															
		4,100,000円～ 7,699,999円	収入×0.85 － 685,000 円	収入×0.85 － 585,000 円	収入×0.85 － 485,000 円																															
		7,700,000円～ 9,999,999円	収入×0.95 － 1,455,000 円	収入×0.95 － 1,355,000 円	収入×0.95 － 1,255,000 円																															
		10,000,000円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円																															
②業務(原稿料、講演料などの副収入による所得など)		(申告書裏面9に必要事項を記入してください。)																																		
③その他(互助年金、生命保険契約に基づく年金などの①及び②以外の所得)																																				
総合課税の 譲渡所得	機械やゴルフ会員権、船舶、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得(申告書裏面10に必要事項を記入してください。) ※なお、土地、建物等の譲渡所得や株式等の譲渡による所得は、別途分離課税等用の申告書への記入が必要になります。																																			
一 時	生命保険、損害保険金の満期返戻金、転作奨励金や賞金などの一時的な所得(特別控除額は50万円)(申告書裏面10に必要事項を記入してください。)																																			

※申告書裏面の記載方法については、課税課までお問い合わせください。